

# 河北潟湖面利用ルール

## 記録③ 最初の話し合いと、バス釣りグループによる自主規制から15年、河北潟湖面利用ルール策定から6年が経ちます。

2005年に河北潟自然再生協議会の総会において、湖面利用の問題が提起された頃、河北潟ではカヌー、バス釣り、水上オートバイ、ウェイクボードなど様々なレジャー・スポーツに利用する人が増えていました。走行するボートに驚いて上空を飛び交うカモが目立ち、またヨシ原などの生息場所が狭められている中で希少猛禽類への影響が懸念されました。

問題提議から遡ること5年前、ブラックバスの釣りをおこなう人々の中には、自然環境の保全や野生生物との共生について積極的に取り組もうという動きが見られ、2001年3月16日に、河北潟湖沼研究所では河北潟を主な釣り場とするグループである、北陸ランカースナイパーズと北陸バスフィッシング協会の代表と懇談をおこないました。2グループからは、河北潟のブラックバスはそれほど魚食性が強くないこと、生息数も限られていること、魚類や生態系へ深刻な影響をもたらしているのは、護岸やゴミの不法投棄、水質汚染などであるとの考えが示されました。また、私たちの側からは、湖岸をバスボートが行き交うことによって湖岸で繁殖する鳥類への影響が懸念されていることなどを伝えました。2つのグループは私たちの提案を積極的に受けとめ、河北潟の希少猛禽類であるチュウヒが繁殖する場所での育雛期の釣りを自粛することを決定し、そのことをホームページで発表しました。それは、河北潟を常に利用する団体が河北潟の自然環境保全のために自主規制を設けた先進的な取り組みでした。また、河北潟を釣りの対象である魚類だけでなく、野生生物の重要な生息環境として認識している点で画期的なものでした。

このような話し合いに始まり、「河北潟の湖面利用について考える集い」、行政を含めた多くの湖面利用者が参加する「河北

潟湖面利用協議会」の発足、河北潟の湖面利用ルール策定につながりました。第2回集いの中で、利用者がお互いに守ることのできる自主的なルールをつくることが確認されました。利用者が運用する中で調整や見直し、拡充することから、そのための協議会が毎年行われています。

最近では、バードウォッチングを楽しむ人々による影響も懸念されています。時期によっては数十分の観察や同じ所に留まることで、保全対象の鳥類の繁殖を妨害することもあり、気づいていたら配慮できることなど、協議会の意見交換では色々と理解を深めることができます。今後も、河北潟を利用する多くの人たちが協議に参加し、河北潟の秩序ある利用と、野生動植物ならびに自然環境が守られることが望まれます。

### 河北潟の湖面利用ルール

河北潟は、湖畔にヨシなどの植生帯がひろがり、鳥が豊富で、野鳥の繁殖地・越冬地として重要な自然環境が残されています。湖の利用者、地元住民、釣り人、関連団体、行政、NPOなどで話し合いをすすめて、河北潟の自然を守りながら持続的に利用していくために、湖面利用のルールを定めました。

**河北潟全域 共通ルール**

- 湖岸近くを高速で走行しない。(引き波が湖岸を揺らさない距離を保つ)
- Uターンはできるだけ沖でする。

**1 河北潟西部保護地域の規制**

**【年間】 エンジンでの走行禁止 (11月～3月) 湖面での釣り自粛**

水域が狭いので、湖岸線や水鳥への影響が懸念されることから。

**2 大宮川河口付近(産卵場水域)**

**【年間】 モーターボート乗り入れ自粛**

多種な生物の生息エリア。

**3 内灘大橋の下から、湖底の植生帯まで**

**【年間】 モーターボートの低速走行**

橋の下から植生帯の前を通過するまでは、低速で走行すること。橋の下がモーターボートの舟着欄になっているが、そこから湖へ出入りする際に、植生帯や岸にいる釣り人に大きな波が打ち寄せるので要注意。(植生帯に釣り人がいる時は、その対策を取る)

**4 野鳥の繁殖地と産卵場(湖底のヨシ原)**

**【年間】 モーターボート乗り入れ自粛**

水鳥の産卵場として、モーターボートの立ち入りを自粛するエリア。また、野鳥の繁殖場所や湖底の植生を保護するエリアとして重要。ボートの騒音や水平不可能な激しい動き、長時間滞在する釣り人や野鳥観察者は、野鳥に過度のストレスを与え、繁殖を失敗させるおそれがある(湖に覆れず餌が冷えたり、背離放棄など)。繁殖期(3月～7月)はとくに注意が必要。

**【3月～7月15日】 大宮川河口から舟を出し入れする時は、河口左岸側に寄ること。岸の近くに長時間とどまらないよう注意。**

**5 大宮川河口一帯**

岸の近くで長時間とどまらないよう注意。

**6 産卵場周辺から産卵場(湖底)まで**

**【3月～6月】 釣り自粛**

野鳥の繁殖場所として重要なエリア。釣り人の長時間滞在は、近くに野鳥の巣がある場合、繁殖失敗につながるおそれがあることから、注意が必要(巣に覆れず餌が冷えたり、背離放棄など)。

**モーターボート・水上バイク・ウェイクボードによる航行の自粛エリアとなります。**

**モーターボートの低速走行:** 基本的に高速走行するウェイクボード、水上バイク、艇艇ボートによる航行の自粛エリアとなります。

**フリーセンサーより注意**

**モーターボート・水上バイク・ウェイクボードによる航行の自粛エリアとなります。**

**ルール策定 2010年2月7日**

【参加団体(団体所属の個人参加を含む)】 石川湖沼課、石川県農林総合事務所、石川県農林総合事務所、石川県自然保護課、石川県水産課、石川県港務協会、いしかわ水辺再生研究会、内灘町環境政策課、大瀧町下町会、金沢港湾事務所、金沢市環境指導課、河北潟沿岸土地改良区、河北潟環境対策協議会、河北潟環境再生推進委員会、NPO法人河北潟湖沼研究所、河北潟自然再生協議会、河北潟ボートクラブ、アソシエーション、いしかわ自然再生協議会、グリーンアース農林水産環境保全協議会、湖沼連合会、津城の水辺を守る会、津城町環境保全課、津城町教育委員会生涯学習課スポーツ課、日本科学学術会議石川支部、日本へう釣り研究基金金沢支部、日本野鳥の会石川支部、H B F A、北陸ランカースナイパーズ、森ネライオンズクラブ、レクリエーションクラブPulse's、レクリエーションクラブReason、静岡県西部モーターボートクラブ北陸支部、日本アマチュア釣連盟

このルールは、利用者が自主的に運用し、運用する中で見直し、拡充を図っていくものです。ルールの運用、普及にご協力ください。

連絡事務局: 河北潟自然再生協議会 メール [saisei@nbs.jp](mailto:saisei@nbs.jp) 電話 076-288-5803 ファックス 076-255-6941